GT GreenbergTraurig

Alert | International Trade/Tariff Task Force

2026 年4 月

IEEPA 還付および 232 条関税の対象となる金属に関する輸入業者向け最新情報

Part 1：IEEPA 還付に関する最新情報

2026 年3 月31 日、米国税関・国境警備局（CBP）は、米国国際貿易裁判所における *Atmus Filtration, Inc. v. United States*（事件番号 26-01259）において、IEEPA（国際緊急経済権限法）関税の還付処理システム「CAPE（Consolidated Administration and Processing of Entries）」の最新の進捗状況を報告する更新宣誓書を提出しました。

最新の開発状況

2026 年3 月30 日時点で、CBP はCAPE の各コンポーネントの完了率を以下のとおり報告しています。

- **請求ポータル**：85% 完了
- **審査および精算／再精算**：80% 完了
- **還付処理**：75% 完了
- **一括処理**：60% 完了

前回の宣誓書からの主な変更点

© 2026 Greenberg Traurig, LLP

- **フェーズ 1 の対象範囲の拡大**：未精算エントリに加え、「停止（Suspended）」、「延長（Extended）」、「審査中（Under Review）」のエントリ、保税倉庫エントリおよび保税倉庫引取エントリ、さらに過去 80 日以内に精算されたエントリも対象に追加。※異議申立（protest）が継続中のエントリはフェーズ 1 の還付対象外。
- **最終確定済みエントリの扱い**：2026 年3 月20 日付の裁判所による修正命令を受け、CBP は、精算から180 日以上経過した「最終確定済み」エントリについては後続フェーズで処理すると通知。
- **フェーズ 1 のカバー率** IEEPA：関税が支払われた全エントリの約 63 %が、コンプライアンス上の問題がなければ 45 日以内に処理可能と推定。
- **電子還付登録の進捗**：2026 年3 月26 日時点で、26,664 の輸入者が電子還付登録を完了（IEEPA 対象エントリの 78 %、関税額ベースで約 1,200 億ドル）。
- **次回更新**：裁判所命令に基づき、CBP は4 月14 日に次回の進捗報告を提出予定。

Part 2：金属（鉄鋼・アルミニウム・銅）

2026 年4 月2 日、トランプ大統領は 1962 年通商拡大法 232 条に基づき、鉄鋼・アルミニウム・銅の輸入関税を再編する布告を発令しました。新制度は 2026 年4 月6 日から発効します。

概要

本布告は、従来の鉄鋼（大統領布告第 9704 号）、アルミニウム（改正後の大統領布告第 9704 号）、および関連派生製品に関するすべての 232 条措置を統合し、単一の関税枠組みを構築するものです。 従来の製品別・国別の適用除外メカニズムは廃止され、新構造に置き換わります。

鉄鋼（Steel）

大統領布告により、原産地にかかわらず、すべての製鉄所製品に対し、全通関価格の 50% の従価関税が課されます。派生製品の枠組みは以下のとおりです。

2026 年4 月6 日より施行される新たな第 232 条関税率（鉄鋼）

区分	税率	主な HTS コード / 例
鉄鋼製品	50%	7206-7229、7301-7306（平鋼、合金鋼、ステンレス鋼、管、パイプ、線材、レール）
鉄鋼加工品（標準）	25%	7321-7324（家電製品、衛生陶器）、8429-8433（建設・農業機械）、 8482-8483（軸受、伝動部品）、8501-8504（モーター、発電機、変圧器）、8601-8609（鉄道用機器）、8701-8708（トラクター、自動車）、8716（トレーラー）、9406.20.00（プレハブ鋼製建築物）
二次製品（米国産鋼材 95% 以上）	10%	上記と同じ派生品目であり、鋼含有量の 95% 以上が米国で溶解 ・鋳造されたもの
派生製品（Annex III・暫定軽減）	2027 年 12 月 31 日まで減税、その後は 25%	金属圧延用ロール（8455）、マシニングセンター（8457）、産業用ロボット（8428.70）、射出成形機（8477）、10,000 kVA 超の大型変圧器（8504.23）、金型（8480）

© 2026 Greenberg Traurig, LLP

免税品（Annex II）	0%（適用範囲から除外）	特定のエンジンおよびエンジン部品（8407-8409）、オートバイおよびその部品（8711、8714）、装甲車両（8710）、消火器（8424.10）、特定の鋳鉄製調理器具（7323.91-7323.92）、特定の家具および運動用具（9401、9506）
ロシア連邦の鉄鋼・鉄鋼製品	50%（圧延製品）；派生品に対する追加関税	9903.82.14–9903.82.17 の各品目
英国の鉄鋼・鉄鋼製品	25%（圧延製品）／15%（派生製品）	9903.82.04–9903.82.05 の各品目

金属含有量しきい値（鉄鋼派生製品）

第 72 章から第 76 章以外の分類に属する派生製品については、輸入品の総重量の少なくとも 15%を鉄鋼が占める場合に限り、第 232 条に基づく派生製品関税が適用されます。この閾値を下回る製品は、派生製品関税の対象とはなりません。この閾値は、常に 50% の税率が適用される一次製鋼所製品（例： 7208、7224）には影響しません。

前回の鉄鋼派生製品に対する第 232 条関税措置とは大きく異なり、今回の関税率は、鉄鋼部分のみならず、製品価格の 100% に適用されます。

新規派生品目に対する公的規則制定手続きの廃止

派生品リストへの新規品目の追加に関する従来の事前通知・意見聴取手続きは廃止されました。今後は、商務長官と米国通商代表部（USTR）の共同決定により、公的規則制定手続きを経ることなく、追加の派生品目が指定される可能性があります。輸入業者は、連邦官報（Federal Register）の公告を注視する必要があります。

アルミニウム（Aluminum）

大統領布告により、原産地にかかわらず、すべてのアルミ製品に対し、全通関価格の 50% の従価関税が課されます。派生製品の枠組みは以下のとおりです。

2026 年4 月6 日より施行される新たな第 232 条関税率（アルミニウム）

区分	税率	主な HTS コード / 例
アルミニウム圧延製品	50%	7601（未加工）、7604（棒・棒鋼・形鋼）、7605（線材）、7606（板・シート・帯鋼）、7607（箔）、7608（管・パイプ）、7609（継手）、616.99.51.60（鋳物）、7616.99.51.70（鍛造品）

© 2026 Greenberg Traurig, LLP

アルミニウム加工品（標準）	25%	7610（ドア・窓）、7612-7613（容器）、7614（ケーブル・ワイヤー）、7615（調理器具・家庭用品）、7616.99.51.30（はしご）、7616.99.51.40（ベネチアンブラインド）、8302 シリーズ（金具・取り付け金具）、風力タービン部品（8412.90、8483.40、8502.31）、各種電気導体（8544）
派生製品 — 米国製アルミニウム（95% 以上）	10%	上記と同じ派生品目であり、アルミニウム含有量の 95%以上が米国で精錬・鋳造されたもの
派生製品（Annex III・暫定軽減）	2027 年 12 月 31 日まで減税、その後 25%	熱交換ユニット（8419.50）、特定の変圧器部品（8504.34、8504.90）、液晶デバイス部品（9013.90.80）、特定の噴霧・分散機械（8424.89.90）
免税品（Annex II）	0%（適用範囲から除外）	ビール（2203）、個人用ケア製品（3303-3307）、塗料およびワニス（3208-3209）、特定のスポーツ用具（9506）、家具（9403）、釣り用リール（9507）、写真用乾板（3701.30）、半導体製造装置（8486.90）
ロシア連邦産	200%（ロシア産品、またはこれらの製品の製造に使用される一次アルミニウムの全部または一部がロシアで精錬されたもの、もしくはこれらのアルミニウム製品がロシアで鋳造されたもの）	7601（未加工品）、7604（棒・棒鋼・形鋼）、7605（線）、7606（板・シート・帯鋼）、7607（箔）、7608（管）、7609（継手）、7616.99.51.60（鋳物）、7616.99.51.70（鍛造品）、7610（ドア・窓）、7612-7613（容器）、7614（ケーブル・ワイヤー）、7615（調理器具・家庭用品）、7616.99.51.30（はしご）、7616.99.51.40（ベネチアンブラインド、8302 シリーズ（金

© 2026 Greenberg Traurig, LLP

		具・取り付け金具）、風力タービン部品（8412.90、8483.40、8502.31）、各種電気導体（8544）
英国 アルミニウム・アルミニウム製品	25%（圧延製品）、15%（派生製品）	9903.82.04-9903.82.05 の各品目

金属含有量しきい値（アルミニウム）

第 72 章から第 76 章以外の分類に属するアルミニウム加工品については、セクション232 に基づく加工品関税は、輸入品の総重量のうちアルミニウムが 15% 以上を占める場合にのみ適用されます。前述の鉄鋼加工品と同様に、この関税率は輸入されるアルミニウム加工品の価格の100%に対して適用されます。

新規派生製品に対する公的規則制定手続きの廃止

鉄鋼と同様、新たなアルミニウム派生品は、通知・意見聴取の手続きを経ることなく、商務省と通商代表部（USTR）の共同決定により追加されることがあります。

銅（Copper）

2026 年4 月6 日より施行される新たな第 232 条関税率（銅）

区分	税率	主な HTS コード / 例
銅圧延製品	50%	7406（粉末・フレーク）、7407（棒・棒鋼・形鋼）、7408（線材）、7409（板・シート・帯鋼）、7410（箔）、7411（管・パイプ）、7412（継手）、7413（ケーブル／撚り線）、7415（釘／ねじ／ボルト）、7418（家庭用品）、7419（その他の銅製品）
銅の派生製品（絶縁電線）	25%	8544.42.10、8544.42.20、8544.42.90、8544.49.10（絶縁電気導体（電気通信用および一般用、1,000V 以下）

© 2026 Greenberg Traurig, LLP

派生製品 — 米国で精錬・鋳造された銅（95% 以上）	10%	銅含有量が 95% 以上で、米国で精錬および鋳造されたものについては、同様の銅加工品
ロシア連邦産銅・銅製品	追加関税が適用される	9903.82.14–9903.82.16 の各品目

金属含有量しきい値（銅）

第 72 章から第 76 章以外の分類に属する銅製品については、第 232 条に基づく関税は、輸入品の総重量のうち銅が 15% 以上を占める場合にのみ適用されます。前述の鉄鋼およびアルミニウムと同様、この関税率は銅製品の価値の 100% に対して適用されます。

3 つの金属に共通する主な構造的変更

- 国別免除の廃止：特定の貿易相手国に対する国別免除や割当（クォータ）制度は廃止されました。新枠組みはすべての原産国に適用されます（英国およびロシアを除く）。
- 他の関税との累積：232 条関税は、通常の税率（Column 1）、アンチダンピング税、相殺関税、およびその他の賦課金に上乗せして課されます。ただし、2026 年 7 月 24 日まで有効な第 122 条関税（10%）は、第 232 条関税の対象となる物品には適用されません。

執筆者

- Laura Siegel Rabinowitz | +1 212.801.9201 | rabinowitzl@gtlaw.com
- Claudia D. Hartleben ǂ | +1 202.331.3137 | hartlebenc@gtlaw.com
- Hugh Alexander Smachlo | +1 202.530.8512 | Hugh.Smachlo@gtlaw.com

ǂ *Admitted in the District of Columbia. Not admitted in Italy.*

Additional Contacts

- 末冨純子 | +81 (0) 3.4510.2277 | Junko.Suetomi@gtlaw.com
- 大倉準哉 | +81 (0) 3.4510.2257 | Junya.Okura@gtlaw.com

Abu Dhabi´. Albany. Amsterdam. Aspen. Atlanta. Austin. Berlin¬. Boston. Charlotte. Chicago. Dallas. Delaware. Denver. Dubai‹. Fort Lauderdale. Houston. Las Vegas. London*. Long Island. Los Angeles. Mexico City+. Miami. Milan». Minneapolis. Munich¬. New Jersey. New York. Northern Virginia. Orange County. Orlando. Philadelphia. Phoenix. Portland. Riyadh«. Sacramento. Salt Lake City. San Diego. San Francisco. São Paulo›. Seoul∞. Shanghai. Silicon Valley. Singapore⁼. Tallahassee. Tampa. Tel Aviv^. Tokyo¤. Warsaw~. Washington, D.C. West Palm Beach. Westchester County.

This Greenberg Traurig Alert is issued for informational purposes only and is not intended to be construed or used as general legal advice nor as a solicitation of any type. Please contact the author(s) or your Greenberg Traurig contact if you have questions regarding the currency of this information. The hiring of a lawyer is an important decision. Before you decide, ask for written information about the lawyer's legal qualifications and experience. Greenberg Traurig is a service mark and trade name of Greenberg Traurig, LLP and Greenberg Traurig, P.A. ´Greenberg Traurig's Abu Dhabi office is a branch of Greenberg Traurig, P.A., which is registered with the Abu Dhabi Global Market Registration Authority (Registration No. 29906) and licensed to carry out legal services and regulated as a DNFBP by the ADGM Financial Services Regulatory Authority.
¬Greenberg Traurig's Berlin and Munich offices are operated by Greenberg Traurig Germany, LLP, an affiliate of Greenberg Traurig, P.A. and Greenberg Traurig, LLP. ‹Greenberg Traurig's Dubai office is operated by Greenberg Traurig Limited, a

*company registered in the Dubai International Financial Centre (Registration No. CL7238), regulated as a DNFBP by the Dubai Financial Services Authority and licensed by The Government of Dubai Legal Affairs Department. *Operates as a separate UK registered legal entity. +Greenberg Traurig's Mexico City office is operated by Greenberg Traurig, S.C., an affiliate of Greenberg Traurig, P.A. and Greenberg Traurig, LLP. »Greenberg Traurig's Milan office is operated by Greenberg Traurig Studio Legal Associato, an affiliate of Greenberg Traurig, P.A. and Greenberg Traurig, LLP. «Greenberg Traurig operates in the Kingdom of Saudi Arabia through Greenberg Traurig Khalid Al-Thebity Law Firm, a professional limited liability company, licensed to practice law by the Ministry of Justice. ›Greenberg Traurig's São Paulo office is operated by Greenberg Traurig Brazil Consultores em Direito Estrangeiro – Direito Estadunidense, incorporated in Brazil as a foreign legal consulting firm. Attorneys in the São Paulo office do not practice Brazilian law. ∞Operates as Greenberg Traurig LLP Foreign Legal Consultant Office. ˜Greenberg Traurig's Singapore office is operated by Greenberg Traurig Singapore LLP which is licensed as a foreign law practice in Singapore. ^Greenberg Traurig's Tel Aviv office is a branch*

© 2026 Greenberg Traurig, LLP

of Greenberg Traurig, P.A., Florida, USA. ¤Greenberg Traurig's Tokyo Office is operated by GT Tokyo Horitsu Jimusho and Greenberg Traurig Gaikokuhojimubengoshi Jimusho, affiliates of Greenberg Traurig, P.A. and Greenberg Traurig, LLP. ~Greenberg Traurig's Warsaw office is operated by GREENBERG TRAURIG Nowakowska-Zimoch Wysokiński sp.k., an affiliate of Greenberg Traurig, P.A. and Greenberg Traurig, LLP. Certain partners in GREENBERG TRAURIG Nowakowska-Zimoch Wysokiński sp.k. are also shareholders in Greenberg Traurig, P.A. Images in this advertisement do not depict Greenberg Traurig attorneys, clients, staff or facilities. No aspect of this advertisement has been approved by the Supreme Court of New Jersey. *©2026 Greenberg Traurig, LLP. All rights reserved.*